

令和2年度 後期授業料免除 手続きフロー

※学部学生（私費外国人留学生及び高等学校卒業後2年を超えて入学した者を除く）の授業料免除制度については、令和2年度より制度が変わり、修学支援新制度に基づき実施されることとなります。修学支援新制度では、日本学生支援機構の給付型奨学生に採用されることで、給付金の支給と併せて授業料減免（新入生は入学料減免を含む）を受けることができます。

修学支援新制度 在学採用申込予定者

10月に募集する日本学生支援機構給付型奨学金（秋採用）に**申込み予定である方**が対象。

修学支援新制度 採用者

令和2年度前期に日本学生支援機構給付型奨学金に**採用された方**が対象。

▼修学支援新制度による免除の申請

「授業料等減免申請書(A様式1)」を**10月12日（月）**までに学生支援係に提出すること。

▼修学支援新制度による免除の継続申請

「授業料等減免継続願(A様式2)」を**10月12日（月）**までに学生支援係に提出すること。

【令和元年度授業料免除を受けた者が対象】

▼追加支援（経過措置）による免除の申請（～10月12日（月））

新制度への移行に伴い、令和元年度に授業料減免者のうち、新制度による支援額が減少する者に対して、予算の範囲内で令和元年度免除実績額と新制度での免除額の差額を免除します。

追加免除を希望する者は、**授業料免除・徴収猶予願(家族調書含む)**及び**家族についての添付書類**を学生支援係に提出すること。（前期に申込をした者で家計の状況が変化していない者は家族についての添付書類は不要です。）

※前期に日本学生支援機構給付型奨学金において、第一区分で採用された場合であっても、適格認定（家計水準の見直し）により免除額が減少した場合は本支援の対象となりますので、現在の採用区分をよく確認したうえで、申請をしてください。

※前期に同機構給付型奨学金に申込みをし、不採用となった方は、同機構給付型奨学金の秋採用に再度申込みをしない場合でも、後期授業料免除の追加支援の申請をすることができますが、平成30年度と令和元年度で所得状況等に变化がある場合は、審査する年度が変わりますので秋採用にも再度申し込みを行うことをお勧めします。

▼日本学生支援機構給付型奨学金（秋採用）の申請

申請に係る必要書類については学生支援係窓口で配布しています。必要書類の郵送を希望する者は、以下の要領で返信用封筒を学生支援係に送ってください。

■要領

・210円切手を貼り、住所・氏名を記入した返信用封筒（角形2号封筒）を以下の宛先に郵送してください。

（宛先）

〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号

小樽商科大学 学生支援課 学生支援係 宛

※『給付奨学金必要書類希望』を封筒の表に朱書きで記載してください。

■申請期間：9月28日（月）～10月12日（月）

■申請方法

○申請者全員対象

1. 「給付奨学金確認書」と「奨学金振込口座の通帳コピー」を学生支援係に郵送もしくは窓口へ提出

2. 日本学生支援機構 Webサイト「スカラネット」の入力

3. マイナンバー提出書を日本学生支援機構に送付

スカラネットの入力に必要な「識別番号」は、必要書類配布時にお渡しします。

○該当者のみ対象の提出書類

「課税証明書」、「在留カード等」、「施設等在籍証明書等」